

FO-002: 植林活動

【吸収方法】

- 森林の定義を満たしていない土地で植林活動を実施することで、地上部・地下部バイオマスによる吸収量が増大する。

【適用条件】

- ① 地域森林計画や市町村森林整備計画等に含まれる樹種の植林活動であること。
- ② 森林の定義を満たしていない土地で実施されること。
- ③ 検証申請時まで、プロジェクト実施地が森林経営計画に含まれること。

【ベースライン 吸収量の考え方】

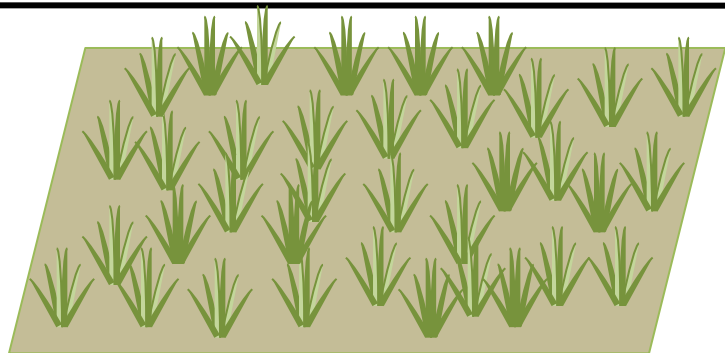
- 転用のない草地、農地等は、現時点においては日本国温室効果ガスインベントリ上吸収量として計上されていないため、ベースライン吸収量は0とする

【主なモニタリング項目】

- 植林活動が実施された樹種・林齢別の面積
- 植林活動が実施された森林の地位（樹高の計測により特定される、林地の生産力を示す指数）

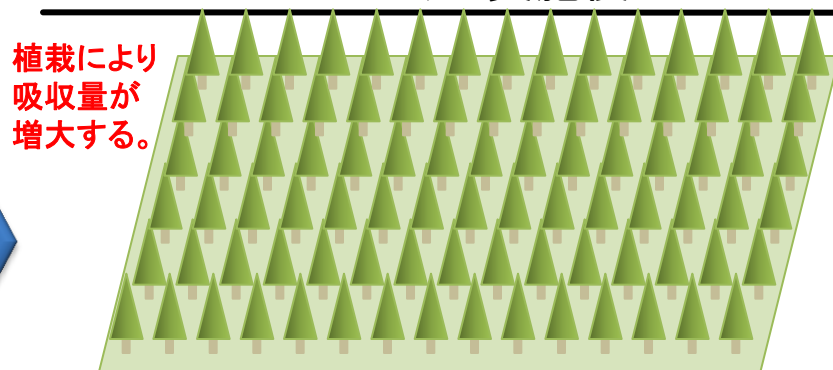
【方法論のイメージ】

ベースライン



植林活動前の土地利用
(例: 草地)

プロジェクト実施後



地上部・地下部バイオマスの吸収量